

「渡嘉志久ビーチ遊泳監視等委託業務」募集要項

1. 業務名称：平成 26 年度渡嘉志久ビーチ遊泳監視等委託業務
2. 業務場所：渡嘉志久ビーチ（渡嘉敷村地先）
3. 委託期間：平成 26 年 8 月 26 日 ～ 平成 26 年 10 月 3 日（39 日間）
※標識設置、撤去期間含める。
4. 遊泳監視期間：平成 26 年 8 月 29 日～平成 26 年 9 月 30 日(33 日間)
5. 遊泳監視時間：午前 9 時～午後 6 時まで（但し、開始前、終了後に準備、後片付けの時間を設ける。）
6. 委託金額：金 910,000 円
7. 業務内容：渡嘉志久ビーチ遊泳監視等委託業務仕様書による。
8. 留意事項：業務上不明な点、異常な点が発生した場合は、村商工観光課に報告し、その指示に従うこと。
9. 賠償責任：当該業務遂行場の過失による賠償責任は、受託者が負うものとする。
10. 経費負担区分：村負担：標識ブイ一式、監視台、AED、担架
受託者負担：救急箱、食酢、メガホン、ホイッスル、その他消耗品
11. 配置条件：配置する監視員は、次のいずれかの条件を満たしている者とする。
 - 1) 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に規定する水難救助員の 資格を有する者（OMS B水難救助員）
 - 2) 日本赤十字社が行う水難救助技術等の講習を受けた者
- 12 申請資格：沖縄県内に住所を有する法人又はその他の団体(法人格は不問)。個人での申込みは不可。
また、平成 26 年 8 月 1 日現在、次の要件を全て満たしていること。
 - ア) 直近 2 年間の法人税、固定資産税及び村民税等について滞納がないこと。
 - イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本村内における入札等の参加を制限されていないこと。
 - ウ) 役員（法人でない団体で代表者）のうち「破産者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者」に該当する者がいない団体であること。
 - エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものがない団体であること。
13. 申請書類：監視業務を希望する者は、次の書類を **8月19日（火）** までに商工観光課へ提出すること。
 - ① 渡嘉志久ビーチ遊泳監視等委託業務申込書 … 様式第 1 号
 - ② 申込者営業の概要 … 様式第 2 号
 - ③ 法人登記簿謄本「写可」
 - ④ 商業登記簿謄本「写可」
 - ⑤ 村税の滞納がないことの証明書
 - ア) 法人にあつては、未納がないことを証明する書面
 - イ) 法人でない団体にあつては、代表者の村税が未納でないことを証明する書面
 - ⑥ 共同事業体構成表 … 様式第 3 号 ※グループ応募の場合のみ

※申請に必要な様式は、下記商工観光課までお問合せ下さい。（メール送信可）
14. 提出先・お問合せ先
渡嘉敷村商工観光課 商工観光係 TEL 098-987-2333 FAX : 098-987-2783

平成 26 年 8 月 12 日

渡嘉敷村長 座 間 味 昌 茂